

# 産後ケア

## 出産後のママと赤ちゃんをサポートします

出産後のママが安心して育児がスタートできるよう、産後ケアの利用料金の一部を助成します。

産後ケア利用の申請が、電子申請で出来るようになりました(詳しくは裏面をご覧ください)。

**利用できる方** 出水市に住所のある産後1年未満のママと赤ちゃん

### 利用形態

- **宿泊型** ▶ 助産院等にお泊りしてケアを受けます
- **通所型** ▶ 助産院等に行ってケアを受けます
- **訪問型** ▶ 自宅等に来てもらってケアを受けます

※宿泊型・通所型⇒利用日数の上限:通算して7日以内(状況に応じて14日まで延長可)  
※訪問型⇒利用日数の制限なし(1日3時間以内)

### サービス内容

ママの心と体のケア

乳房ケア

授乳の方法

赤ちゃんのお風呂の入れ方

お世話の仕方

・・・など

### 対象施設

		訪問	通所	宿泊			訪問	通所	宿泊
岩元助産院	出水市	●			広瀬産婦人科医院	出水市		●	●
さんSUN助産院	出水市	●	●		Midwifery助産院Umi	阿久根市	●		
しらおがわ助産院ママの家	出水市	●			助産院ぴりか	阿久根市	●		
馬見新助産院	出水市	●			まんま母乳育児相談室	長島町	●	●	
境田医院	出水市		●	●	済生会川内病院	薩摩川内市			●

※上記以外の施設の利用を希望される場合は、事前に下記までお問い合わせください。

### 利用料金

基準額を設けており、超えた分は利用者負担になります。

市が設定する基準額

宿泊型	30,000円
通所型	12,000円
訪問型	7,000円

(消費税非課税)

★基準額内の利用の考え方

食事代は自己負担となります。

課税区分	負担割合		利用者自己負担 上乗せ額※1
	市	利用者	
生活保護世帯	90%	10%	上限5,000円 (制限なし)
非課税世帯	85%	15%	上限5,000円 (制限なし)
課税世帯	75%	25%	上限2,500円 (5回まで)

※1 課税世帯の自己負担上乗せは、利用形態にかかわらず合計5回まで

※利用形態に応じて補助金の上限があります。上限を超える額は自己負担になります。

※自己負担額の支払いに、子育て応援券を使える施設もあります。

※料金については、利用施設までお問い合わせください。

【問い合わせ・申請先】出水市健康増進課(出水保健センター)

出水市緑町50-1 TEL:0996-63-2143

## 利用の流れ

- ①申請する
- ②産後ケア利用決定通知を受け取る(郵送)
- ③産後ケア事業所でケアを受ける

※利用には、事前に予約が必要です。母子健康手帳と決定通知をご提出ください。

- ④利用料金を産後ケア事業所に支払う



## 申請方法

おすすめ!

# 01 電子申請による申請

### ①申請フォームを開く

#### 【スマートフォン・タブレットの場合】

2次元バーコードを読み取って申請フォームを開く。



「鹿児島県電子申請共同運用システム」

#### 【パソコンの場合】

次のURLを入力して申請フォームを開く。

「鹿児島県電子申請共同運用システム」

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/TQ2zc04x>

24時間申請可

### ②必要事項を入力

母子健康手帳の1ページ(出生届出済証明のページ)を写真に撮って、画像アップロードが必要

### ③確認

確認ボタンを押して、入力事項に間違いがないか確認

### ④送信

送信ボタンを押して「送信が完了しました」と表示されたらが申請完了  
メールアドレスを入力した方には確認メールが届きます。

# 02 申請用紙による申請

申請用紙は以下から入手し、健康増進課(出水保健センター)に提出

- 市ホームページからダウンロード
- 産後ケア事業所
- 健康増進課(出水保健センター)